

資料3 - 1

事案複雑等を事由として審理期間が3年を超えた終局事件の審理段階別平均審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔
(地裁)(平成14年)

区分 審理段階	終局 事件数	平均審理期間 (月)	平均開廷回数 (回)	平均開廷間隔 (月)
受理から第1回公判期日まで	38	2.8		
第1回公判期日から冒頭陳述(※1)まで		0.4	0.7	-
冒頭陳述から証人調べ開始(※2)まで		9.4 (9.5)	2.8 (2.6)	3.4 (1.3)
証人調べ開始から証拠調べ終了(※3)まで		45.2	42.9	1.1
証拠調べ終了から結審まで	37	1.2	0.9	-
結審から終局裁判まで		3.1	1.0	-
受理から終局裁判まで	38	63.9	49.2	1.3

(注)

1. 当刑事局への個別報告による件数建て(併合審理中の事件については、被告人が複数であっても1件として計上)である。
2. 結審の公判回数は、終審年月日と同じ場合を除いて、判決宣告期日までの公判回数から1回分控除した回数とした。
3. 平均開廷間隔は、平均審理期間を平均開廷回数で除したものである。
4. 審理段階によって終局事件数が異なるのは、証拠調べ終了から結審までに回付により終了した事件(1件)を含むためである。
5. ()内は途中逃亡期間17年を含む事件を除いた37件の平均である。
 - 1 検察官の冒頭陳述が行われた最初の公判期日(記録上明らかでない場合は、証拠調手続が行われた最初の公判期日)の年月日及び回数である。
 - 2 最初の証人喚問が公判準備で行われた場合は、当該期日の年月日及びその直後の公判期日の回数である。
 - 3 証拠調べ及び被告人質問が終了した公判期日の年月日及び回数である。